

マウンテンバイクイベント開催等運営業務委託仕様書

1 業務名

マウンテンバイクイベント開催等運営業務

2 業務の目的

安芸太田町では観光振興策として、豊富な森林資源を活用した新たなサイクルツーリズムの推進に向けて取組を行っている。とりわけマウンテンバイク（以下「MTB」という）においては、本町が有する広範な森林域や多様な自然環境、広島市近郊に位置するメリットを活かして誘客を促すことにより、町の主要な観光コンテンツとして発展することが期待される。

本業務は、地域の自然環境を活用した MTB イベントを開催することにより、森林の新たな利活用モデルを構築し、その魅力を広く発信することで観光誘客の促進および交流人口の拡大を図る。あわせて、住民等地域関係者の自転車推進と、町が推進する地域振興に資する MTB の環境づくりや山道活用に対する理解向上を目的とする。

3 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

地域の自然環境と MTB を融合させたイベントを実施するもの。

受託者は、次に掲げる業務を行うものとする。なお、以下に掲げる事項のほか、本イベントの計画及び実施に付随する一切の業務を含むものとする。

(1) 基本事項

①業務実施計画

受託者は、本業務の受託後速やかに実施計画を作成し町の承認を得ること。

町の承認を得た実施計画について、相当程度の計画の変更（日程の変更を含む。）が生じた場合は、当該計画の変更が町に起因するものであるか、受託者に起因するものであるかに関わらず、受託者は業務実施計画を修正し、町の承認を得るものとする。

②業務実施体制

本業務の受託後速やかに、業務実施体制を明らかにした書面を町に提出し、承認を得ること。なお、当該書面には、連絡体制等の情報を併せて記載するものとする。

③広報の企画・実施

広報計画を立てたうえで、HP や SNS 等による周知やチラシ・ポスター等（事前周知用・当日用）の制作を行い、イベントの効果的な周知・広報を行うこと。

ア. イベント名称・キャッチコピー

本イベントを魅力的に伝える内容を提案し、町と協議のうえ決定すること。

イ. SNS 等を活用した情報発信

ウ. チラシ・ポスター等の広報物の作成及び掲示・撤去作業

- ・規格及びデザインは受託者が提案し町と協議のうえ作成すること。

- ・チラシ記載事項（例）

（イベント概要、アクセス、会場図、申込書等）

エ. 上記のほか、町が出展するサイクリングイベント（サイクリングしまなみ 2026 等）へのブース出展やマスメディアなどを効果的に活用し、町内外からの誘客に繋がるPR方法を提案・実施すること。

④開催準備

ア. イベント実施に係る必要書類の作成及び提出

実施マニュアル、従事スタッフ名簿、司会シナリオ、必要物品管理表、会場レイアウト図、受付リスト、打ち合わせ議事録等、本業務の遂行に必要な資料各種の作成及び提出を行うこと。

イ. 会場で使用する機材等の手配

各種資機材、備品、消耗品その他の各イベントの開催に要する物品については、受託者において適切に手配すること。なお、当該物品で案内表示、会場装飾等に使用するものその他のデザイン性のあるものについては、当該物品の仕様について、事前に町の承認を得ること。

また、MTB ライド体験等に必要と見込まれる下記の機材は手配必須とする。

- ・E-MTB 30 台以上（XS～L サイズ各 4 台以上、S・M サイズは各 8 台以上）

- ・子供用ペダル MTB 16 台以上

- ・キックバイク 4 台以上

- ・防具 40 名分以上（ヘルメット、グローブ、胸・肘・膝プロテクター）

- ・移動式パンプトラック

- ・MTB 及び参加者の搬送車両（四駆ハイエース等）

ウ. スタッフの手配

イベント当日の運営に必要なスタッフを手配するものとし、町職員も従事するため、役割分担は町と協議のうえ決定すること。

なお、ライド体験に必要と見込まれるスタッフ数は以下のとおり。

- ・MTB 初心者講習インストラクター 2 名以上

- ・トレイルライドチーフガイド 3 名以上

- ・トレイルライドサブガイド 3 名以上

エ. 飲食等のブース出店に関する手配

オ. 関係機関との連絡調整

- ・会場となる施設等の管理者と、使用許可や利用方法について詳細を協議し、整理す

ること。

- ・準備にあたり、必要に応じて連絡会議を開催し、町との連携を図ること。会議にはメインスタッフが出席すること。
- ・警察署などへの必要書類の作成と提出

⑤走行ルート等の整備

受託者は、イベント当日までに、町が指定する杉の泊エリアの古道トレイルについて、初心者・ファミリー層が可能な限り安全に走行できるよう、整備を行う。古道は距離 540 メートル、標高 65 メートル程度とする。

⑥参加受付及び問い合わせ

- ア. 参加者の募集を行い、申込受付を行うこと。
- イ. 参加申込者名簿の作成及び管理
町が申込状況について受託者に問い合わせた際に、必要な情報を提供できるようにしておくこと。
- ウ. 参加者等からの問合せに対応すること。
- エ. 参加費を徴収する場合は、その徴収を行うこと。

⑦イベントの実施及び運営

当日は、参加者が安心してイベントを楽しめるよう運営を行い、会場の設営から終了後の片付け・原状復旧まで、すべての業務を責任もって行うこと。

- ア. 会場の借上げ及び会場設営、撤去を行うこと。
- イ. イベント等に必要な物品等の準備を行うこと。
- ウ. 当日の受付、参加者の誘導、演出、司会進行等の運営に必要な業務を行うこと。
- エ. 写真撮影を行うこと。
- オ. 安全対策の実施
 - ・事故防止等、安全管理には万全を期すこと。
 - ・緊急時対応
緊急連絡があった場合、会場で緊急事態が発生した場合、その他緊急時には町と協議のうえで対応する。
 - ・参加者及び従事するスタッフについて、普通傷害保険に加入すること。
 - ・AEDを備えておくこと。
 - ・事故・損害等のリスクについては、第一義的には受注者において対応すること。
 - ・会場に救護所を配置し付随する備品を準備すること。
 - ・事故発生時の対応体制及び町への連絡体制を整備し、あらかじめ町に報告すること。イベント終了後、事故発生状況及びその対応結果について書面で町に報告すること。「5-（3）-①報告書」に含めることができる。
- ク. 天候等により延期もしくは中止する場合は、事前に町と協議するとともに会場や参加者などの調整を行うこと。

(2) イベントの開催要件

中山間地域での振興に資する森林空間や山道の活用に対する理解向上を図るとともに、MTB に対する間口を広げるため、特に未経験者・初心者に向け、安全な走行方法や基本操作を学びながら、地域の自然やフィールドの魅力を体感してもらうイベントとする。

○開催日時

11月7日(土) 9時から15時頃まで(予備日 11月8日(日))

○メイン会場

杉の泊ホビーフィールドすぎまりキャンプ場(安芸太田町大字下殿河内222番3)

○トレイルライドの走行ルート

メイン会場周辺の町が指定する古道

○目標参加者数

来場者数150人以上

ライド体験参加者数80人以上(うちトレイルライド参加50人以上)

○参加費

基本的に無料とする。

※参加費を徴収する場合は、その目的を明示したうえで、多くの方が参加しやすい金額設定となるよう、町と協議すること。

○実施予定コンテンツ

・MTB 練習体験

メイン会場にて基本的操作を練習、試乗する。(移動式パンプトラック等)

・トレイルライド体験

ガイド付きツアー形式にてメイン会場周辺の古道を走行する。

各グループ5～7名程度とし、40～60分/回とする。

・飲食等のブース

・その他独自提案の企画

地域振興に資するMTB環境づくりや山道活用に対する理解向上等、当業務の目的を達成するために、効果的な提案があれば積極的に行うこと。

なお、提案内容については、町と協議のうえ実施することとし、実施に係る経費は契約金額の範囲内で行うこと。

5 提出書類

(1) 委託業務開始時の提出書類

受託者は、契約締結後、受託者が提案した企画提案書と同等水準以上の企画イベントの具体的な業務内容について、町と協議のうえ業務実施計画書を作成・提出すること。

①業務実施計画書

②業務実施体制

(2) 委託業務実施中の提出書類

①チラシ・ポスター等の広報物（現物及び電子データを完成次第速やかに提出すること。）

②「4－（1）－④－ア.」に示す本業務の遂行に必要な資料各種

(3) 成果物

①報告書

受託者は、業務完了後、速やかに完了報告書、業務実施報告書を提出すること。業務実施報告書に実施内容及び実施状況が分かる写真、使用機材の一覧表を添付すること。参加者の属性（居住地、年齢層等）を分析したデータや写真等を用いたイベント当日の状況、イベントにおける改善点、今後の展望等の記述を含めた報告書を提出すること。

②その他（町と協議して定める資料）

6 事業費について

イベントの事業費は、町が支払う委託料と受託者が徴収する参加費等をもって充当するものとする。委託料は、成果物の提出及び検査が終了した後、受託者の適法な請求に基づき金額を支払うこととする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関係する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に再委託、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ町が承認した場合はこの限りではない。

(3) 個人情報の取り扱いについて

業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

ア. 紙媒体で送付された参加申し込み情報等は、受取後速やかに鍵のかかるキャビネット等に保管すること。

イ. 収集した個人情報を保管する際はパスワード等をかけ適切に管理するとともに、紙に打ち出し外部に持ち出す際は、鍵のかかる鞆等に入れ外部に漏れることがないように適切に管理すること。

ウ. 個人情報を取り扱う際のPC等は公衆のWi-Fiを通じての通信は不可とする。

エ. 収集した個人情報は、安芸太田町CRMに登録する。

(4) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、及び自己の利益のために使用し、並びに

本業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、本業務終了後においても同様とする。

受託者の責に帰すべき情報の漏えいが発生した場合は、そのことによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の使用人が異動、退職等により本業務を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。

なお、本業務の再委託先についても、受託者と同等の守秘義務を負う者とする。

(5) 損害賠償

本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、当町の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任により解決すること。

8 留意事項

- (1) イベント等を安全に実施するため、施設、設備等の確保や必要なスタッフ配置等不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すこと。
- (2) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに発注者へ報告すること。
- (3) 当日、参加にふさわしくない状態である者（飲酒をしている者、虚偽の申込みの者等）や、健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベント等の運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性を維持する取組みを行うこと。

9 その他

- (1) 本仕様書に明示のない、又は業務上疑義の生じた事項については、町と受託者で協議のうえ行うこと。
- (2) 天災その他不可抗力による契約内容の変更は、町と協議のうえ、変更するものとする。
- (3) 委託業務に係る成果物等の著作権は、全て発注者に帰属するものとし、町の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。